

希望する地域生活実現へ

GH制度在り方など論点

障害者居住支援

厚生労働省は6月28日に開かれた社会保障審議会障害者部会で障害者居住支援について論点を示した。障害者の地域生活を支えてきたグループホームの整備が進む中、入居者の望む1人暮らしや家族との同居を実現するための制度の在り方について検討する方針。住宅施策との連携推進を含む自立生活援助と地域定着支援の在り方なども議論を行い、年内取りまとめを予定している。(4面に関連資料)

で示
会提
部省
審労
保厚
社

自立生活援助と地域定着支援も

入所施設、精神科病院等からの地域移行を推進するために整備を推進してきたグループホームの利用者数は入所施設利用者数を上回り、全国で14万人を超える。障害者の重度・

高齢化に伴う重度障害者に対応する日中サービス支援型グループホーム創設などで、受け入れ体制整備を図っている状況だ。

暮らしや家族との同居を希望し、一定の支援があれば本人の望む地域生活を実現できる人が存在するにもかかわらず、その実現と継続を支える自立生活援助サービスが十分に行き

渡っていないため、グループホームにとどまらざるを得ない状況もみられることが課題とされる。そうした現状を踏まえ同省は、障害者が希望する地域生活の実

現、重度障害者受け入れ体制整備の観点からグループホーム制度の在り方を論点に提示。住宅施策との連携推進を含む自立生活援助、地域定着支援の在り方についても検討事項に

12月までに議論を取りまとめる見通しだ。

挙げた。

近年、障害福祉サービス実績や経験の浅い事業者によるグループホーム事業参入増加に伴う質低下が懸念される中、障害特性、障害程度を踏まえた支援を、適切に提供していく仕組みについても検討する。

●現状と課題

- ◎障害者の地域生活を支えるグループホームについては、2006年度に障害者自立支援法のサービスとして位置づけて以降、入所施設や精神科病院等からの地域移行を推進するために整備を推進してきたところであり、利用者数は2019年11月に入所施設の利用者数を上回り、2021年2月には約14万人に増加。
- ◎障害者が重度化・高齢化する中、グループホームにおける重度障害者受け入れ体制整備が課題であり、2018年度報酬改定で新たに重度障害者に対応する日中サービス支援型グループホーム創設とともに、2021年度報酬改定で重度障害者支援加算の拡充等を図った。

●検討事項(論点)

- ◎地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。
- ◎障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。

<論点>

- ・グループホームの制度の在り方(障害者が希望する地域生活の実現、重度障害者の受け入れ体制整備等の観点を踏まえた検討)
 - ・自立生活援助と地域定着支援の制度の在り方(住宅施策との連携推進を含む)
 - ・地域生活支援拠点等の整備推進
- ※今後改めて議論

障害者の居住支援

厚労省社保審
部会資料から

▼グループホームの概要

- ◎一方、グループホーム利用者の中には一人暮らしや家族、パートナー等との同居を希望する者が存在。
- ◎2018年度に障害者総合支援法のサービスとして、入所施設やグループホーム等から退居した一人暮らしの障害者等の地域生活を支援する自立生活援助を創設したが、サービスが十分に行き渡っていないため、一定の支援があれば本人が希望する一人暮らし等の生活が可能となる者であっても、グループホームに留まらざるを得ない状況がある。
- ◎また、障害者の親亡き後を見据え障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備を進めているが、一部の市町村における整備に留まっている。
- ◎障害者総合支援法の「どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保」という基本理念を踏まえ、障害者が希望する地域生活の実現・継続を支える支援の充実が課題。
- ◎なお、グループホームについては近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質低下が懸念される。



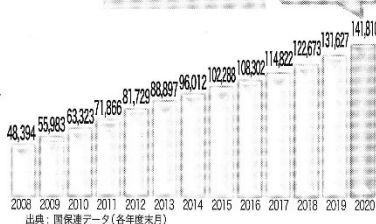
★住宅地に立地

★入居定員は原則10名以下

- ※ 既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
- ※ 日中サービス支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。(定員の合計は20人以下)

利用者数の推移

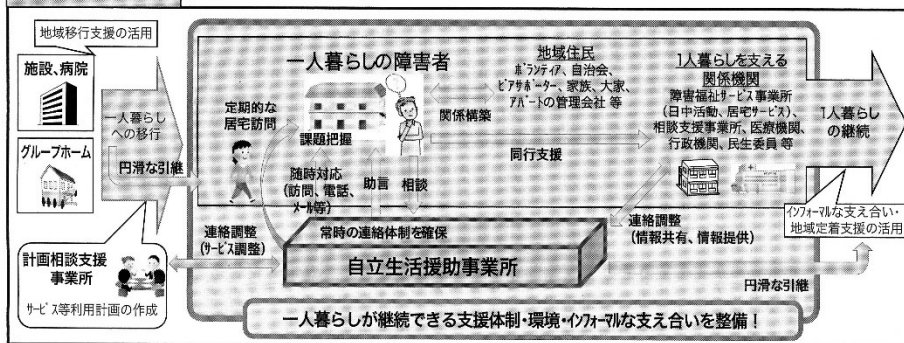
2021.2月実績



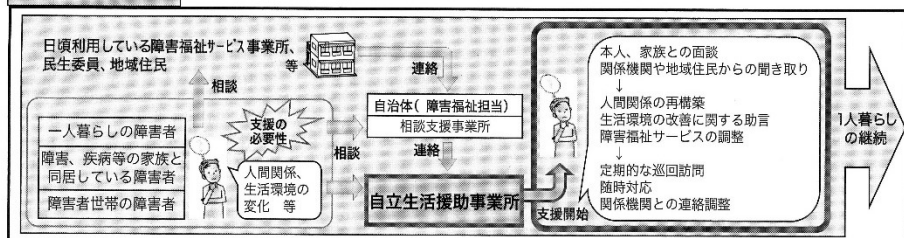
	グループホーム(共同生活援助)		
	(介護サービス包括型)	(日中サービス支援型)	(外部サービス利用型)
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	世帯人の配置及び障害支援区分に応じて 667単位～170単位	世帯人の配置及び障害支援区分に応じて 1,105単位～252単位	世帯人の配置に応じて 243単位～114単位 標準的な時間に応じて (受託居宅介護サービス) 96単位～
事業所数	8,475事業所	291事業所 (2018年4月～)	1,320事業所
利用者数	122,220人	3,977人 (2018年4月～)	15,613人

利用者数合計 141,810人 事業所数・利用者数については、国保連2021年2月サービス提供分実績

支援のイメージ ①



支援のイメージ ②



◀自立生活援助

□サービス内容

- ・障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、一定の期間(原則1年間)にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。
- ※市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した場合は更新可能

□対象者

- ①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ②現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ③障害、疾病等の家族と同居しており(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者